

民権連が大阪府と交渉

大阪府 府民文化部

現在では^{同和对策事業の 対象としての}地域及び地域住民は存在しません

民権連 冊子などはそうになってない 府 指摘のこと考える

民主主義と人権を守る府民連合(略称・民権連 谷口正暁委員長)は12月10日、要望書にもとづいて大阪府府民文化部と交渉を行いました。その概要をお知らせします。

「同和地区」「地区住民」はもはや存在しない

府回答

平成13(2001)年度末の地対財特法の失効に伴い、特別措置としての同和对策事業の前提となる「地区指定」はなくなり、現在では、同和对策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。また、府内市町村においても、このことを承知されているものと考えております。

(民権連) 人権協会が編集し府が発行した啓発冊子は「同和地区」「同和地区出身者」「同和地区住民」とある。見直せ。

(民権連) 府の啓発教材HPに「この中で『同和地区』の用語は法対象地域を指す」とある。回答とは違うのではないか。存在しないはず。

(府) ご指摘のことは考えていきます。

府「条例は人の意識の中にある同和地区を同和地区としている」「民権連」「人の心の中にある」はおかしい」「取り上げるべき」府「おっしゃったとおり」

府の担当者から「人の意識の中にある同和地区を同和地区という」という発言が飛び出しました。民権連からは「あなたの心の中に同和地区があるからそういう発言が出てくる。私たちは『同和问题』『同和地区』をなくすために運動してきた」「府条例の説明では同対審査、特措法と同じ概念とある。意識の中にある地区とは書いてない」「心の中にある同和地区という発言は取り上げよ」と指摘しました。府は「おっしゃったとおり」と回答しました。

「問い合わせ対応マニュアル」は廃棄すべき

大阪府が事務局となって市町村といっしょに「『同和地区』に対する問い合わせ事象について」という対応マニュアルを作っていました。

(民権連) 「同和地区なんてありません」と答えればよい話。

(民権連) 職員が電話でどれだけ啓発できるのか。

(府) 内部文書で、表現に不備も。作成は大阪人権行政推進協議会。問題意識は聞かせていただいたが、一存では決められない。

(民権連) 市町村は府をみている。府の責任・見解が問題。

(府) ご指摘いただいた点について検討させていただきます。

「解同」事務所、府下すべてで隣保館から退去

「解同」事務所問題では府下すべてで隣保館(自治体によって名称はいろいろ)から退去したことが報告されました。人権協会は13市町で入居。「公平性・中立性を確保し地域に開かれたコミュニケーション」となるよう指導助言」と回答。

民権連通信 号外 2015年 12月
民主主義と人権を守る府民連合